表面の【申告書の書き方】から続く

【営業・不動産等の所得のある人】

収入(売上)金額や必要経費等を記入のうえ所得金額を求め、それぞれの所得金額欄に記入してください。なお、収入金額や必要経費等の収支内訳については、申告書裏面の㋒欄をご使用ください。

所得金額	営業等	販売業、製造業、飲食業、サービス業(旅館・クリーニング・理髪業等)などの営業から生じる所得及び外交員・大工・個人教授などの事業から生じる所得
	農　業	農作物、果樹などの栽培・生産、家畜の飼育などの事業から生じる所得
	不動産	駐車場や貸地などの地代、貸家・貸店舗などの家賃などによる所得
	利　子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配による所得 (所得税で源泉分離課税されたものは除く。)
	配　当	株式、出資金などの配当による所得

【給与所得のある人】

“令和３年分給与所得の源泉徴収票”の支払金額を給与収入金額の欄に記入してください。源泉徴収票がない人は、給与明細書(給与明細書がない人は申告書裏面の㋑欄に記入)で収入合計を計算してください。(通勤手当は除きます。)

給与の所得金額の欄は、給与等の収入から次の表で所得金額を求め記入してください。

給与収入金額	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 － 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷4（千円未満切捨て）×2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額 ÷4（千円未満切捨て）×2.8 － 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額 ÷4（千円未満切捨て）×3.2 － 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 － 1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額 － 1,950,000円

(例) 給与収入の合計金額が1,882,000円の場合
1,882,000円 ÷ 4 ＝ 470,500円 → 千円未満切捨て → 470,000円
470,000円 × 2.8 － 80,000円＝ 1,236,000円

【所得金額調整控除】

1．給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。
・本人が特別障がい者に該当する
・年齢23歳未満の扶養親族を有する
・特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

控除額＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%

2．給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。

控除額＝(給与所得(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)−10万円
(例) 給与所得1,236,000円、公的年金による雑所得2,321,104円の場合
(100,000円＋100,000円) － 100,000円＝ 100,000円（所得金額調整控除額）
1,236,000円 － 100,000円＝ 1,136,000円…14の欄に記入

【公的年金等を支給されている人および雑所得のある人】

厚生年金・国民年金・共済年金・厚生年金基金・恩給などの公的年金等の収入について、“令和３年分公的年金等の源泉徴収票”の支払金額を15の欄に記入してください。
２か所以上から年金を受けている場合は、**支払金額の合計**を記入してください。
(遺族年金・障害年金は課税されません⇨非課税所得)
その右の欄には公的年金等の収入から、次の表で所得金額を求め記入してください。
なお、原稿料・講演料等の収入は業務収入金額欄129に、郵便年金・互助年金などの収入はその他の収入金額欄16に記入のうえ所得金額を求め、それぞれの所得金額欄に記入してください。

あなたの生年月日	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
		公的年金等雑所得の金額		
昭和32年1月1日以前生まれの人（65歳以上の人）	3,300,000円未満	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000円から4,099,999円	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
	4,100,000円から7,699,999円	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
	7,700,000円から9,999,999円	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
昭和32年1月2日以降生まれの人（65歳未満の人）	1,300,000円未満	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000円から4,099,999円	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
	4,100,000円から7,699,999円	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
	7,700,000円から9,999,999円	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

(例) 昭和23年10月30日生まれで、公的年金等の収入の合計金額が3,461,473円の場合
3,461,473円 × 75% － 275,000円 ＝ 2,321,104円… 524 の欄に記入

◎あなたの住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号を記入してください。
（なお、現住所と1月1日の住所が異なる場合は、1月1日の住所も記入してください。）

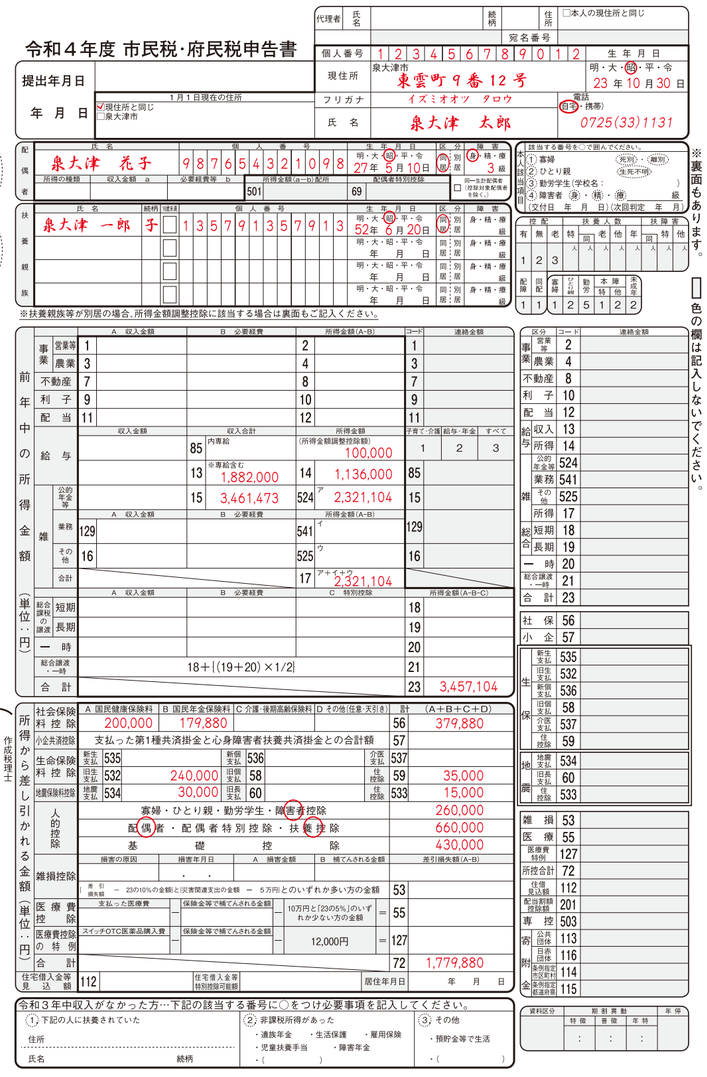

所得控除（令和３年中のもの）

【社会保険料控除】

支払った国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・社会保険料（勤務先で給与から差し引かれた健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料や任意継続保険料）を各欄に記入し、合計欄にも記入してください。

【生命保険料控除】

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については、今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が28,000円、合計適用額が70,000円となりました。
なお、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 35,000円）が適用されます。

＜各生命保険料控除額の上限＞

種　別	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険料	控除額の
内　容	遺族保障等	介護・医療保障等	老後保障等	合計限度額
新契約に係るもの	28,000円	28,000円	28,000円	70,000円
旧契約に係るもの	35,000円		35,000円	70,000円

＜各生命保険料控除額の計算方法＞

新契約に係るもの	年間の支払保険料等	12,000円まで	12,001円から32,000円まで	32,001円から56,000円まで	56,001円以上
	控除額	支払保険料等の全額	支払保険料等×1/2+6,000円	支払保険料等×1/4+14,000円	一律 28,000円
旧契約に係るもの	年間の支払保険料等	15,000円まで	15,001円から40,000円まで	40,001円から70,000円まで	70,001円以上
	控除額	支払保険料等の全額	支払保険料等×1/2+7,500円	支払保険料等×1/4+17,500円	一律 35,000円

(注) 新旧両契約で申告される場合は、それぞれの合計額が控除額となりますが、限度額は28,000円となります。

【地震保険料控除】

支払った地震保険料の1/2の額を記入してください。
※ただし、上記で求めた金額が25,000円超の場合25,000円とする。
◎平成18年末までに締結した長期損害保険契約にかかるもの（満期返戻金があり、保険期間が10年以上のもの）は下記のとおり控除できます。

支払った長期保険金⇨(A)	控　除　額
5,000円以下	(A)の金額
5,001円～15,000円	(A)× 0.5 ＋ 2,500円
15,001円以上	一律　10,000円

(注) 地震保険契約と長期損害保険契約ともにある場合
地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計額　ただし限度額は25,000円

【寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者控除】

該当する控除を○で囲み、右側の欄に控除額の合計を記入してください。

寡　婦	26万円	ひとり親	30万円
特別障害者(本人)	30万円	勤労学生	26万円
特別障害者(別居)	30万円	その他障害者	26万円
特別障害者(同居)	53万円		

※対象要件は、表面の人的控除対象者の種類を参照してください。

【配偶者控除・配偶者特別控除】具体的な控除額は、下表のとおりです。

			配偶者の合計所得								
			～48万円	～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円
			配偶者控除	配偶者特別控除							
納税者本人の合計所得	～900万円	控除対象配偶者	※1 33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	～950万円		※2 22万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	～1000万円		※3 11万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

老人控除対象配偶者の場合は　※1＝38万円　※2＝26万円　※3＝13万円

☆老人の配偶者控除には、昭和27年1月1日以前に生まれた人が該当します。
※配偶者特別控除は重複して控除することはできません。
（例）本人の所得が900万円以下で、妻(昭和27年5月10日生まれ)のパートタイマーの給与収入が96万円あった場合
960,000円－550,000円（給与所得のある人の欄参照）
＝410,000円（所得）
配偶者控除は、妻の所得が48万円以下で、昭和27年1月2日以降の生まれですので33万円になります。
〈扶養の判定について〉
1．合計所得金額が48万円（給与収入のみで103万円）を超えた場合は扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても、障害者控除の対象にならないのでご注意ください。
2．納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、扶養の人数に含まれます。またこの場合、配偶者が障がい者であれば、障害者控除の対象になりますので、配偶者欄に記載し、同一生計配偶者の摘要欄にチェックをしてください。

【扶養控除】

あなたが扶養する子・親・祖父母・兄弟姉妹等の親族で、**合計所得金額が48万円以下の場合**
・老人扶養　昭和27年１月１日以前に生まれた人
・同居老親等　同居している老人扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者の親・祖父母（直系尊属）
・特定扶養　平成11年1月2日以降平成15年1月1日以前に生まれた人

	扶養控除額
老人扶養	３８万円
同居老親等	４５万円
年少扶養（16歳未満）	０円
特定扶養（19歳～22歳）	４５万円
その他の扶養	３３万円

【基礎控除】

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43 万円
2,400万円超 2,450万円以下	29 万円
2,450万円超 2,500万円以下	15 万円
2,500万円超	0 万円

【雑損控除】

あなたや、所得が48万円以下の配偶者・その他の親族が、災害・盗難・横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合は、次のいずれか多い方の金額が控除されます。
1.（損失金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%）
2. 災害関連支出の金額 － 5万円

【医療費控除】(明細書の作成が必要です)

あなたや配偶者またはその他の親族のために医療費を支払った場合は、次の金額が控除されます。ただし、**控除の限度額は200万円です。**
(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×5%と10万円とのいずれか少ない方の金額)
※分離所得がある場合は異なりますのでご相談ください。

【医療費控除の特例】(明細書の作成が必要です)

あなたや配偶者またはその他の親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合は、次の金額が控除されます。ただし、**控除の限度額は88,000円**です。
（スイッチOTC医薬品購入費－保険金などで補てんされる金額）－12,000円